

## 会津若松市上下水道局指定公金事務取扱者の公金事務検査実施要領

(令和8年2月20日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項及び第2項の規定により指定公金事務取扱者に委託した公金の徴収若しくは収納に関する事務（以下「公金事務」という。）について行う、同条第8項に規定する検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(検査対象期間)

第3条 検査の対象期間は原則、検査日の属する会計年度の前会計年度の4月1日から3月31日までとする。ただし、臨時に検査を実施する場合（以下「臨時検査」という。）にあってはこの限りでない。

(検査の時期)

第4条 検査は定期又は臨時に行う。

2 定期に行う検査（以下「定期検査」という。）は、毎年管理者が定めた日に行う。

3 定期検査は、指定公金事務取扱者ごとに、その委託する期間に1回以上行い、検査を行わない会計年度が3回以上とならないよう行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、少なくとも1回検査すれば足りるものとする。

- (1) 初めて公金事務を委託した日又は同一の公金事務の検査した日から3年を経過するまでの間
- (2) 公金事務の委託を終了する日から1年を経過する日までの間に同一の公金事務を委託することが見込まれるとき。
- (3) 公金事務を委託した日の前1年以内に同一の公金事務を委託していたとき。

(臨時検査)

第5条 前条第1項ただし書きに規定する臨時検査は、定期検査により重大な法令違反等が判明したとき、公金事務に係る事故が発生したとき、その他会津若松市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるときは検査を実施することができる。

（検査書類）

第6条 検査は、指定公金事務取扱者から提出された公金事務に関する帳簿書類その他の必要な物件（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを含む。以下同じ。）をもとに検査することにより行う。

2 管理者は、法第243条の2の2の規定により、当該検査に必要な限度で、指定公金事務取扱者に対し、帳簿書類その他の必要な物件の提出その他の報告を求めることができる。

（検査事項）

第7条 検査は、次に掲げる事項について実施するものとする。

(1)公金事務の執行に関する事項

(2)公金の取扱いに関する事項

(3)公金事務の帳簿及び書類の整理及び保管に関する事項

(4)その他管理者が必要と認める事項

（検査の通知）

第8条 管理者は、検査を実施しようとするときは、指定公金事務取扱者に対し、検査日の1か月前までに検査の方法、検査の対象となる公金事務、検査の内容その他必要な事項を通知するものとする。ただし、第6条に規定する臨時検査を実施しようとするときその他特別な理由があるときはこの限りでない。

（検査の提出書類等）

第9条 指定公金事務取扱者は、前条の規定による通知があったときは、当該通知に基づき帳簿及び書類を管理者に提出しなければならない。

（検査結果の通知）

第10条 管理者は、検査を行ったときは、当該指定公金事務取扱者に対し、

その結果を通知する。

(必要な措置の報告)

第 11 条 管理者は、法第 243 条の 2 第 9 項の規定により指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めようとするときは、前条に規定する通知に当該講ずべき措置の内容を記載しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により必要な措置を講ずべきことを求めたときは、指定公金事務取扱者に対し、その結果を管理者へ報告させるものとする。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、検査に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は令和 8 年 2 月 20 日から施行する。